生涯学習センター受付等管理業務及び一般教養講座・講演会実施委託

提案評価方式募集要項

1 目的

この要項は、生涯学習センター受付等管理業務及び一般教養講座・講演会実施委託の受託者を、 価格のみによらず技術力や実績等の様々な観点から選定を行う提案評価方式(以下、「プロポーザ ル」という。)により決定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業実施の背景

生涯学習センターは、区民の学ぶ喜び、創る楽しさ、ふれあいの場づくりなど、学習意欲に応える機会を作るため、生涯学習に関する相談、情報収集、提供等を行い、区民カレッジや IT 講習会を実施し、区民の学習意欲に応える機会を作り生涯学習の推進を図ってきた。

同施設は、平成18年度より指定管理による管理運営を行ってきたが、令和5年度から区が管理 運営する直営体制とし、幅広い利用者が学び、活動できる生涯学習の拠点としての機能を強化する ほか、専門職員による相談体制を整備しこれから活動したい区民への支援も図っている。

指定管理者による運営時から実施してきた区民カレッジは、日常生活に資する分野、文化・芸術、歴史など幅広い分野を対象とした講座、講演会として、生涯学習の一歩目として参加しやすく、区民から人気があることから、今後も時代に即した内容の充実を図り、実施していく予定である。

また、区民満足度の向上のため、貸室や区民対応などの受付管理業務は、区民に寄り添った接遇が必須と考えており、その役割についても重要視している。

前回のプロポーザルの実施から3年が経過し、契約の公平性や透明性を高めるため、外部委員を含めた提案評価審査会を設置し、プロポーザルにより広く業者から提案を受け、契約先を選定することとする。

3 委託概要

(1)件名

生涯学習センター受付等管理業務及び一般教養講座・講演会実施委託

(2)業務内容

生涯学習センターの受付等管理業務

一般教養講座・講演会事業の企画・運営

詳細は別に示す仕様書に記載

(3)履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(4)参考価格(令和7年度予算額)

32,936,330円(税込)

上記価格は、本プロポーザルにおける提案の上限額を設定するものではない。

本契約に係る予算要求額については、現在手続中につき未定であるが、参考価格に物価上昇 分や人件費増分を見込んだ価格とする。

予算額は令和7年度荒川区議会定例会2月会議により、令和8年度予算が可決されたときに 成立する。

契約締結時においては、区と契約候補事業者にて、予算額や現下の経済動向等を勘案のうえ、 契約金額に係る協議を行うものとする。

4 プロポーザル参加資格

以下の要件を全て満たしていることを条件とする。ただし、契約締結までに以下の要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1)国・地方公共団体が発注した施設の受付等管理業務、講座・講演会等実施業務の受託実績があること。施設の受付等管理業務、講座・講演会等実施業務を別々の団体等から受託している場合も可とする。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (4)経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)や民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態)に陥っていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。
- (6)本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。 関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の 手引き」に記載のある定義による。

5 選定スケジュール

選定の主なスケジュールは以下のとおり。

	事項	年 月 日		
1	公募開始	令和7年 9月16日(火)		
2	参加申込書受付締切	10月 3日(金)		
3	質問受付締切	10月 8日(水)		
4	質問回答期限	10月14日(火)		
5	提案書提出期限	10月27日(月)		
6	評価委員会の開催	1 1 月中旬		
	1次審査(書類審査)	1 7 万中町		
7	1次審查結果通知	1 1月中旬~		
		下旬		
8	評価委員会の開催	1 2 月初旬		
	2 次審査(プレゼンテーション審査)			
9	最終審査結果通知	12月下旬頃		
1 0	契約締結	令和8年 4月		

審査の進捗状況等により日程が変更となる場合がある。

6 申込方法

(1)提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を各1部、期限までに提出すること。

参加申込書(様式第1号)

事業者概要(様式第2号)

パンフレット等がある場合、併せて1部提出すること。

施設の受付等管理業務、講座・講演会等実施業務の受託実績を有することを確認できる書類 (契約書の写し等)

(2)提出方法・提出先

荒川区立生涯学習センターへ郵送または持参する。

ファクス及びメールでの受付は行わないこととする。また、郵送事故について区は責任を負 わない。

(3)申込期限

令和7年10月3日(金)必着

持参による提出可能な時間は、平日9時から17時までとする。

また、持参する際は事前に区担当者へ電話連絡を入れること。

(4)申込の取り下げ

参加申込後に辞退する場合は、「辞退届 (様式第3号)」を原則、郵送で提出すること。

7 質問回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次により行う。

(1)質問の受付

受付期間

令和7年10月3日(金)から10月8日(水)17時まで

質問方法

電子メールにより行う。件名は「プロポーザル質問(事業者名)」とし、質問書(様式第4号)に必要事項と質問内容を記入の上、添付すること。

受付メールアドレス

arakawa-sgc@city.arakawa.lg.jp

(2)質問の回答

参加申込書を提出した全事業者に対し、原則として令和7年10月14日(月)17時までに 電子メールにて回答を送付する。

(3)注意事項

質問者の名称等は公表しない。

審査に関する質問には応じない。

質問期間外の質問には応じない。

上記以外の方法による問い合わせについては、一切受け付けない。

8 企画提案書の提出方法

別に示す仕様書を踏まえて次の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

項目番号	項目	内容	様式	枚数
1	鑑文		第5号	
2	事業実施に おける考え方	・本業務を実施するうえでの基本的な考え方を記載すること。	第6号	2ページ以内
3	実施体制 運営・管理体制 及び人員配置	・本業務の運営体制や指揮命令、責任体制、連絡体制について記載すること。 ・本業務で想定している人員配置、役割分担・ 業務内容等について記載すること。 ・業務責任者・その他従事者に急遽欠員が生じ た際の対応について、記載すること。	第7号	2 ページ以内

4	受付案内業務	・従事者が適切に業務を履行出来るような研修内容や教育方法について、記載すること。 ・施設使用者への接遇方針について、記載すること。 ・クレームやトラブルへの対応、再発防止策に ついて、記載すること。	第8号	2ページ以内
5	講座・講演会に ついての提案	・講座・講演会の内容(カリキュラム案、講師案等)及び当日の運営の流れについて記載すること。	第9号	2ページ以内
6	事業スケジュ ール	・本業務の受託を開始するにあたっての、スケ ジュール (工程表)を記載すること。	第10号	2ページ以内
7	区との連携・危機管理	区職員との情報共有、連携、引き継ぎ方法及び トラブルや事件、事故等発生時の対応方法につ いて、記載すること。	第11号	2ページ以内
8	情報セキュリ ティ・個人情報 保護・法令遵守	・情報セキュリティに関して組織的に実施する対策について記載すること。 ・個人情報の管理方法や各従事者の守秘義務の遵守について記載すること。 ・法令を遵守するための組織的な体制について、記載すること。	第12号	2ページ以内
9	事業実績一覧	・実績のうち代表的なものを記載すること 施設の受付等管理業務と講座・講演会等実施業 務の各々の契約実績の記載も可とする。	第13号	2ページ以内
1 0	経費見積書	・経費の見積額を記載すること	第14号	制限なし

(2)提出部数

- ・正本1部
- ・副本10部

各様式のデータをメールでも提出すること。

(3)提出方法・提出先

荒川区立生涯学習センターへ郵送または持参すること。

郵送事故について区は責任を負わない。

(4)提出期限

令和7年10月27日(月)17時まで

持参による提出可能な時間は、平日9時から17時までとする。

また、持参する際は事前に区担当者へ電話連絡を入れること。

(5)作成にあたっての留意点

既定の様式に記載の設問内容に沿って、必要事項及び提案事項を記載すること。

各設問について、区の仕様書で指定されている事項の他、本業務の実施にあたり効果的と 考えられる提案事項も交えて記載すること。

各設問について、これまでの受託実績における取り組みや効果も交えて記載すること。 既定の様式の変更は行わないこと。

用紙のサイズはA4判とし、書体は自由、文字のサイズは原則として10ポイント以上。写真やグラフ、イラストの使用は可とする。

各様式について、事業者名、担当者名、ロゴマーク等の記載は原本のみとする。副本には記載しない又はマスキング等を施し、事業者が特定できないようにすること。

フラットファイル(A4判縦長)に項目番号順に綴り(左綴じ) 様式番号を記入したインデックスを付けて提出すること。

9 審査の実施

(1)審査体制

プロポーザルの実施に先立ち、企画書の評価及び審査等を行う組織として「生涯学習センター 受付等管理業務及び一般教養講座・講演会実施委託業者選定に係る評価委員会」(以下、「評価委 員会」という。)を設置し、企画の審査は評価委員会において行う。なお、評価委員会の構成は以 下のとおりである。

【委員長】地域文化スポーツ部長

【委員】文化交流推進課長、ゆいの森課長、教育センター所長、学識経験者

(2)審査方法

審査は、区の評価委員会において実施するものとし、1次審査は企画提案書等の書類審査、2次審査はプレゼンテーション審査を実施し、総合評価を行ったうえで優先交渉権者を選定する。 なお、参加事業者数にもよるが、1次審査通過事業者は3社程度を目安とする。

(3) プレゼンテーションの実施

日時及び会場

1次審査通過事業者に対し、別途通知する。

実施概要

- ・ 出席者は様式第7号に定める配置予定者を含む3名以内とし、必ずプロジェクトリーダー(現場で実際の業務に携わる責任者)を含むものとする。
- プレゼンテーションの説明はプロジェクトリーダーが行うこと。
- ・ プレゼンテーションの際に用いる資料は、事務局に提出した提案書を用いるものとし、 当該提案書からの抜粋資料に限り配付を認める。また、提案書の範囲内であれば、拡大 した用紙やプロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可とする。
- 1事業者当たりの持ち時間は35分とし、説明を5分、質疑応答を30分とする。
- ・ プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、その他機器類は用意しないため、 参加者が用意し、セッティングすること。
- ・ 機器類を持ち込む場合、準備・片付け時間は各5分とする。
- 参加事業者名が特定可能となるような表現はしないこと。

(4)結果等の通知及び公表

1次審査 令和7年11月上旬~中旬に、書面により審査結果通知を送付する。

なお、1次審査通過事業者に対しては、2次審査の日時、会場等について併せて 通知する。

2次審査 令和7年12月頃に、2次審査参加事業者宛に審査結果通知を送付する。

また、2次審査結果については、書面の通知と併せて区ホームページに掲載する。 通知日は、選定作業の進捗に応じて変更になる場合がある。なお、各評価委員 ごとの評価項目の点数及び、評価値は公開しないものとし、審査に対する異議 申し立ては受け付けない。

10 契約の締結

- (1)審査の結果、最も高い評価を得た参加事業者を優先交渉権者とし、区は契約締結交渉を行う。
- (2)区と優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合または「11 その他」に定める事由により優先交渉権者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行う。

11 その他

(1)下記に該当する場合は失格とし、企画提案書にかかる評価は一切実施しない。

応募要件を満たさなくなった場合、もしくは満たしていないことが判明した場合。

本プロポーザルの公正な執行を妨げた場合。

虚偽の提案(参加申込を含む。)をした場合。

公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した場合。

提出日・提出場所・提出方法が募集要項と合致しない場合。

- (2)提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (3) 本プロポーザルの参加に関して必要となる費用は参加事業者の負担とする。
- (4)提出された企画提案書等は、電子媒体を含め返却は行わない。
- (5)企画提案書等の著作権は、各参加者に帰属する。
- (6)提出された企画提案書等に関する書類は公表しない。ただし、法律、政令又は条例等に基づき 区が開示義務を負う場合においてはこの限りではない
- (7)本業務の履行を第三者に委託することは認めない。ただし、業務の性質上やむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ区に協議するものとし、区の承諾を得られたときはこの限りでない。
- 12 問い合わせ・書類等提出先

荒川区地域文化スポーツ部生涯学習課生涯学習センター 担当:新見・楢原

〒116-0002 荒川区荒川三丁目49番1号

(電話) 03-3802-3264

(FAX) 03-3802-3265

(メールアドレス) arakawa-sgc@city.arakawa.lg.jp